

Partner's public relations magazine

2014年4月発行

Vol. 9

パートナーズ

会報誌

平成26年度税制改正のポイント

◆個人所得課税

給与所得控除の見直し

◆資産課税

小規模宅地等の特例

価格0円(税込み)



パートナーズ情報～Partners Infomation～

- ・パートナーズホームページをリニューアルしました
- ・松山支社が移転しました
- ・一般社団法人M&A・事業再生支援センターを立ち上げました



<http://www.zei-partners.com>

確定申告では大変お世話になりました

陽春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて去る3月17日、税理士法人パートナーズでは無事に確定申告を終わらせることができました。会員様におかれましては、お世話になった方もいらっしやると思っています。その節はご協力頂き、誠にありがとうございました。

毎年、確定申告の前に社内でお客様との円滑なやりとりや業務面での改善を話合っておりませんが、なかなか理想とする完璧な形にはならず、今年も反省すべき点がありました。お陰さまで年々申告の件数は増加しておりますが、それに伴いお客様への最終報告が遅れがちとなり、ご迷惑をお掛けした方もいらっしやると思います。確定申告が終わると同時に来年の確定申告の改善も始まりますが、来年はお客様からご依頼を受け、最終

報告ができる期間を可能な限り短くし、安心してご依頼頂ける環境を整えて参ります。繁忙期が過ぎ少しずつ普段の業務に戻っていきませんが、確定申告時期以外でもこの点に付きましては日々改善をし、本当の意味でのお客様のパートナーになれるよう、努めて参ります。

また普段の業務や対応など、ご不満な点やご不明な点などございましたら、お気軽にお申し付け下さいますよう、よろしくお願い致します。

(岡山本社・川本洋)



今年も昨年に引き続き確定申告期間中は面談、追加の資料のご依頼、ご質問等でのご対応有難うございました。

また資料のお預かりから計算結果のご報告まで、お時間をいただいてしまうこともありました。去る3月20日日本社にて確定申告の改善事項についての勉強会を実施いたしました。今年も各メンバーから多くの改善事項の指摘がありました。今、私自身この3ヶ月を振り返ってみても反省の連続でした。確定申告は来年もやってきます。改善に取り組み本社支社一丸となつて、品質向上に取り組んで参りたいと考えていますので、今後ともよろしくお願い致します。

(山陰支社長・川原康寛)

去る3月、確定申告が終わり除々に春の気配が濃くなってきました。確定申告時期にはご協力頂きました方々へ、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて今回、松山支社を開設し、初めての確定申告となりました。

岡山本社から松山支社への引き継ぎやパートナーズとしての業務面など、期間中はご面倒、ご迷惑をお掛けした方々もいらっしやったと思います。今年の確定申告で経験をした反省点を来年に活かし、お客様にはよりストレスなく安心してご依頼頂ける支社にして参りますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

(松山支社長・柳井崇延)

お世話になっております。税理士法人パートナーズ広島支社の中谷でございます。

広島支社を開設して初めての確定申告が終了しました。今回お世話になったお客様には、資料収集や電話でのご質問等、いろいろとご協力いただきまして、ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

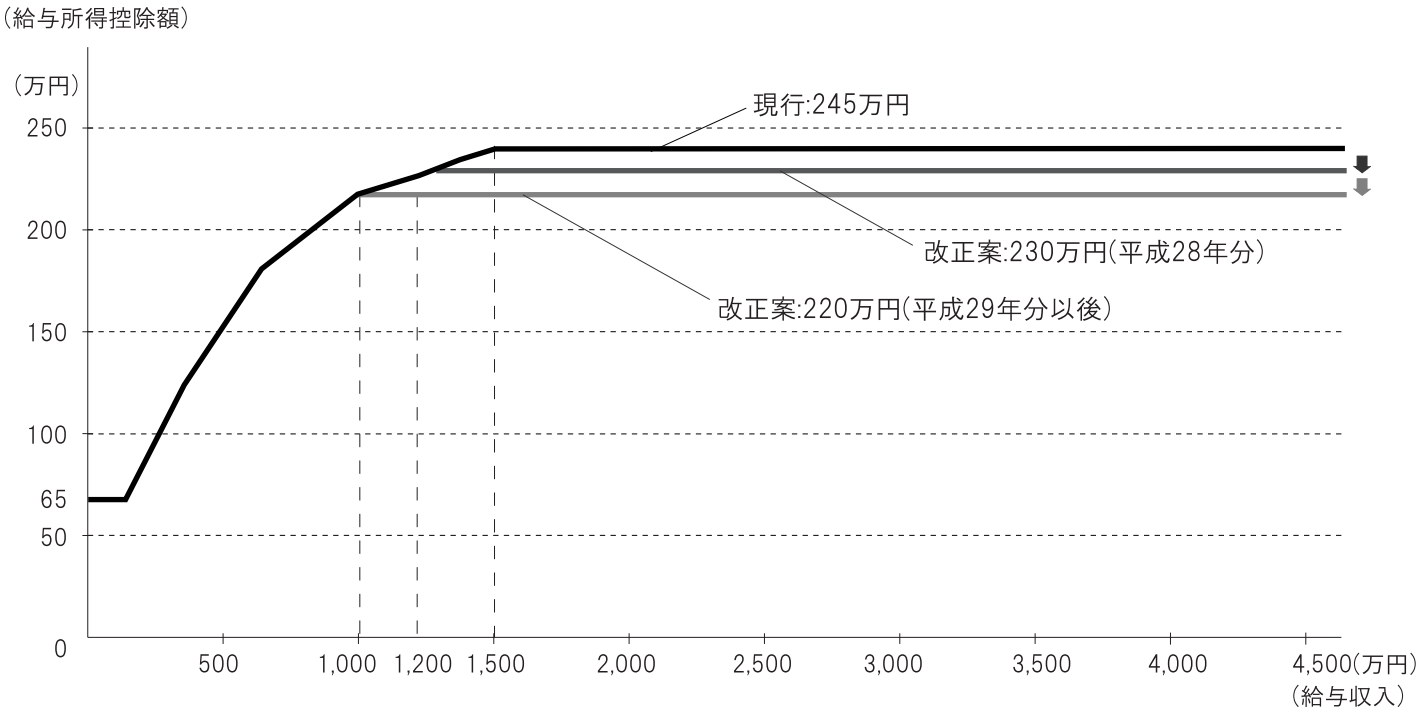
現在の税制は法人減税・個人増税の方向に動いております。今後法人・個人のお客様にとって、それぞれ有用な情報や対策についてアナウンス等させていただければと考えております。今後とも税理士法人パートナーズをよろしくお願い申し上げます。

(広島支社長・中谷有希)

平成26年度税制改正 個人所得課税改正のポイント

■給与所得控除の見直し■

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げます。



	現行	平成28年分の 所得税(※1)	平成29年分以後の 所得税(※2)
上限額が適用される 給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

(※1)個人住民税については、平成29年度分について適用。

(※2)個人住民税については、平成30年度分から適用。

給与収入が1,000万円を
超える方は所得税・住民
税が増税となります。



税理士：笠井紀子

平成26年度税制改正 資産課税改正のポイント

相続税

小規模宅地等の特例

居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されます



居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます



【Ⅰ】特例の適用対象となる宅地等(①～④)

相続開始の直前における宅地等(※1)の利用区分		要件		限度面積	減額割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		①	特定居住用宅地等に該当する宅地等(注)	330㎡ (改正前:240㎡)	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業(※2)以外の事業用の宅地等	②	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等 (一定の法人の事業の用に供されていたものに限ります。)	400㎡	80%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%

※1「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利(農地及び採草放牧地を除きます。)をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。

※2「貸付事業」とは、相続開始の直前において被相続人等の「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」のことをいいます。

(注)「特定居住用宅地等」については、平成25年度税制改正(平成26年1月1日施行)により適用要件等の一部が改定されています。詳しくは、「特定居住用宅地等の適用要件等について(平成26年1月1日施行後)」をご参照ください。

【Ⅱ】左記Ⅰの宅地等(①～④)のうち、いずれか2以上の宅地等を選択する場合

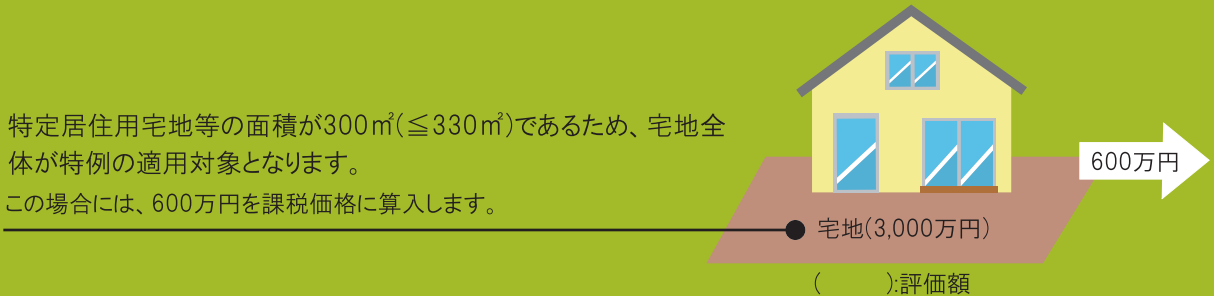
特例の適用を選択する宅地等が、次の1又は2のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

特例の適用を選択する宅地等		限度面積	
1	特定居住用宅地等(①)及び特定事業用等宅地等(②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等(④)がない場合	①の適用面積の合計 $\leq 330\text{㎡}$ ・ ②及び③の適用面積の合計 $\leq 400\text{㎡}$	合計730㎡ (改正前:合計400㎡)
	貸付事業用宅地等(④)及びそれ以外の宅地等(①、②又は③) 特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等(④)がある場合	①の適用面積の合計 $\times \frac{200}{330} +$ ②及び③の適用面積の合計 $\times \frac{200}{400} +$ ④の適用面積の合計 $\leq 200\text{㎡}$ (※)	

※「貸付事業用宅地等」について特例の適用を受ける場合には、「2」の算式による限度面積の調整計算が必要となります。

「課税価格に算入すべき価額」の計算

例)被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地(特定居住用宅地等・面積300㎡、評価額3,000万円)の場合
 $3,000\text{万円} \times (1 - 0.8) \text{(減額割合80\%、2,400万円減額)} = 600\text{万円}$ (課税価格に算入すべき価額)



【参考】宅地の評価方法

宅地の評価方法には、【路線価方式】(路線価が定められている地域の評価方法)と【倍率方式】(路線価が定められていない地域の評価方法)という2つの方法があり、「路線価図」や「評価倍率表」により評価します。
この「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページで閲覧することができます
(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表 www.rosenka.nta.go.jp)

上記の限度面積が適用される
平成27年1月1日以後に開始
する相続から基礎控除、税率
も変わります



税理士：笠井紀子

特定居住用宅地等の適用要件等について(平成26年1月1日施行後)

平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される改正後の「特定居住用宅地等」の概要は、次のとおりです。

特定居住用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表(特例の適用要件)の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの(それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応じる部分に限られます。)をいいます。

区分	特例の適用要件		
	取得者		取得者等ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	1	被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2	被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族(注)	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人
	3	上記1及び2以外の親族	①から③に該当する場合で、かつ、次の④及び⑤の要件を満たす人 ① 相続開始の時ににおいて、被相続人若しくは相続人が日本国内に住所を有していること、又は、相続人が日本国内に住所を有しない場合で日本国籍を有していること ② 被相続人に配偶者がいないこと ③ 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人)である人がいないこと ④ 相続開始前3年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋(相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。)に居住したことがないこと ⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1	被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2	被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人

(注)「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族」とは、次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。

(1) 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」(※)である場合	被相続人の居住の用に供されていた部分
(2) (1)以外の建物である場合	被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

(※)「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます

適用要件の緩和

1 二世帯住宅に居住していた場合

被相続人と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、二世帯住宅が構造上区分された住居であっても、一定の要件を満たすものである場合には、その敷地全体について、特例の適用ができるようになりました。

2 老人ホームなどに入居又は入所していた場合

次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用ができるようになりました。

- (1)要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと
■認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム■介護老人保健施設■サービス付き高齢者向け住宅
- (2)障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと

平成26年
2月1日

パートナーズ松山支社が 移転しました

2月1日にパートナーズ松山支社は松山市高井町から東本に引っ越しをしました。旧事務所の時は交通の便に少し難がありましたので、見つけやすく行きやすい場所に移転をしました。

新しい事務所の情報は下記にありますので、ご確認をお願いします。尚、電話番号とFAX番号も変更となっていますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

【旧住所】愛媛県松山市高井町1150
TEL/FAX:089-968-1660

【新住所】愛媛県松山市東本2-1-13 パラドール102
TEL/FAX:089-948-9441/089-948-9442

お間違えの
ないように！

平成26年
2月13日

パートナーズのホームページを リニューアルしました

3月にパートナーズのホームページをリニューアルしました。各支社の専用ページを設け、会員の方々最寄りの支社の情報を以前よりも細かくお伝え致し、より身近に感じて頂けるようなサイトにしていきたいと思います。

さらに過去の会報誌も全てホームページに掲載しておりますので、最近ご入会された会員さまには是非、過去の会報誌もご覧頂けたら幸いです。



税理士法人パートナーズ

検索

平成25年
12月



一般社団法人M&A・事業再生支援センターを 立ち上げました

昨年12月に岡山県内の弁護士や税理士などの士業が集まり地場企業の事業承継や経営再建を支援する「M&A・事業再生支援センター」を設立し、パートナーズも税理士・公認会計士の業務を担う役目として参加しました。企業が消滅すれば地域で培われた技術や雇用まで失いかねず、それらを最小限に抑えるために専門家集団として設立しました。

パートナーズのホームページにもリンクを貼っていますので、ご興味のある方は是非、ご覧ください！



これ一冊で贈与税の申告の仕組みがわかる！

贈与税の手引き

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！

【贈与税の手引き掲載内容】

- ◆生前贈与対策～現金贈与のすすめ方～◆現金贈与のポイント◆贈与税の税率と計算方法◆贈与申告と特例の種類◆生命保険による活用◆贈与の手続きの流れ◆贈与契約書◆贈与契約書記入例◆贈与契約書(受贈者が未成年の場合)◆贈与契約書記入例(受贈者が未成年の場合)◆贈与税の申告書◆贈与税の申告書記入例◆金銭消費貸借契約書◆金銭消費貸借契約書記入例◆借入返済予定表◆借入返済予定表記入例◆各年度申告書一式

※添付:各資料原本データCD-ROM



10,000円
税別

オス
ス
メ

税理士 砂原洋一

資産家向け

Partners Membership

Partners Membership

Partners Membership

Partners M

パートナーズ会員募集

年会費・入会費
無料

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

特典

①

会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。◆会報誌は不定期での発行となります



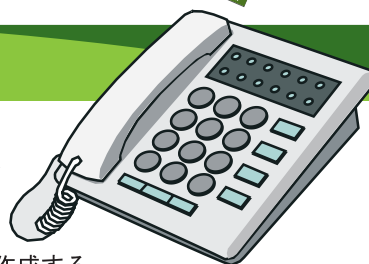
特典

②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



特典

③

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社] 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山支社] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

[広島支社] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886